

(公 印 省 略)
水節第529号
令和8年9月18日

関係業界団体 各位

福岡市水道事業管理者
中村 健児
(保全部節水推進課)

給水装置工事におけるリモート検査の導入について（通知）

貴団体におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より福岡市の水道事業にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福岡市水道局では、給水装置工事における完了検査について、受検者の利便性向上を図るため、令和8年10月より一部の完了検査において、従来の現地検査に加え、リモート検査を導入することとしましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴団体会員企業への周知をよろしくお願いいたします。

記

1. 導入内容

- 給水装置工事の完了検査において、一部の完了検査を対象に、従来の現地検査に加え、リモート検査を導入します。
なお、リモート検査を利用されない場合であっても、従来どおり現地検査による完了検査を受検することができます。
 - リモート検査は、スマートフォンやタブレット等を用いた映像通信により実施します。
 - 対象工事や実施方法等の詳細については、別添「給水装置工事におけるリモート検査に関する実施要領」をご参照ください。
- ※ 初めてリモート検査をご利用される方には、事前に検査窓口にてリモート検査の実施方法の説明及び使用端末間の通信環境や通信状態の確認をしながら実施いたします。

2. 施行日

令和8年10月1日

【担当部署】

福岡市 水道局 保全部 節水推進課
TEL：092-483-3137

給水装置工事におけるリモート検査に関する実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 本要領は、給水装置工事に係る管理者による検査を遠隔により実施(リモート検査)する場合の基準及び手順を定め、指定給水装置工事事業者(以下事業者)の利便性向上を図るとともに、適正な検査を効率的に実施することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、原則、一般用の戸建て住宅及び一時用の給水装置工事に適用する。なお、複数メーター設置、共同住宅(マンション・アパート等)、貯水槽方式、直結増圧方式、井水併用、その他管理者が立会検査を必要と判断した給水装置工事については適用しない。

※リモート検査とは、動画撮影用のカメラ等によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して「管理者による検査」を行うことをいう。

第2章 検査方法

(通信手段)

第3条 検査は、検査担当職員(以下、検査員)及び事業者がWeb会議システム(Zoom等)を用いて実施することを原則とする。

(機器及び仕様)

第4条 リモート検査に使用する動画撮影用のカメラ(スマートフォンやタブレット、ウェアラブルカメラ、360°カメラ等)及び水質検査器具(残留塩素及び電気伝導率の測定ができるもの)は事業者が準備、運用するものとする。また、リモート検査に用いる動画撮影用のカメラは検査員と協議の上、確認行為を実施できるものを選定する。

動画撮影用の資機材等の仕様における参考数値を表1～3に示す。ただし、ここに記載する参考数値については、今後の映像・通信技術向上により、参考数値が適切ではなくなる場合も想定されることから、現場での適用を拘束するものではなく、管理者・事業者間にて協議の上、判断するもの。

(通信費用)

第5条 動画撮影用の通信に要する費用は事業者の負担とする。

第3章 検査手順

(予約)

第6条 事業者は、検査受付窓口にて検査日時を予約すること。

(事前準備)

第7条 事業者は、検査完了書類一式(検査完了届、図面及び竣工写真等)を事前に提出し、検査対象箇所を撮影可能な状態に整えておくなど、事前準備を行うこと。

(検査実施)

第8条 検査箇所の位置関係を把握するため、事業者は、検査前に遠隔実地周辺の状況を検査員に伝え、検査員は周辺の状況を把握したことを事業者に伝える。

第9条 検査員は、Web 会議システムを介して給水装置工事の施工状況、メーターの設置及び動作状況、各給水器具の設置状況、水質検査状況等給水装置工事施行基準の検査項目を確認する。また、必要に応じて追加等の指示を行うことができるものとする。

(結果通知)

第10条 検査終了後、検査員は合否をオンラインにより通知する。不備がある場合は是正指示を行い、再度検査を実施する。

第4章 留意事項

第11条 電波状況等によりリモート検査が中断された場合について、事前に管理者・事業者間で予備日を取り決める、もしくは現場での立ち入り検査を後日実施すること。

第12条 動画撮影用のカメラの使用は、意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合があるため、撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。

第13条 事業者は、施工現場外ができる限り映りこまないように留意すること。

第14条 事業者は、作業員のプライバシーを侵害する音声配信される場合があるため留意すること。

第15条 事業者は、故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為は行わないこと。

第16条 検査中は、事業者(給水装置工事主任技術者もしくは施工現場を熟知した者)が常時立会い、検査員の指示に従うこと。なお、事業者は、給水装置工事施行基準第 6.14.1「主任技術者による検査」に定める主任技術者による検査を確実に実施し、その徹底を図ること。

第17条 事業者は、検査中に事故及び何らかのトラブル等が発生した場合は、直ちに安全確保に努めるとともに、検査員の指示に従い適切な対応を行うこと。

第18条 本要領によりがたい場合は、適宜、管理者と事業者とが協議して定める。

第5章 付則

第19条 本要領は運用状況を踏まえて改定する。

参考資料

表1 動画撮影用カメラ等に関する参考値

項目	仕様	備考
映像	画素数：1920×1080 以上	カラー
	フレームレート：30fps 以上	
音声	マイク：モノラル（1 チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1 チャンネル）以上	

※通信環境、目的物の判別を勘案して、監督職員との協議により、画素数は 640×480 程度以上、フレームレートは 15fps 以上とすることができるものとする。

表2 Web 会議システム等に関する参考数値

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 50Mbps、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 3Mbps 以上	

※現場の通信環境により実際の通信速度は変化するため、通信環境が悪い場合は、その状況に応じて通信可能な映像の画素数等に留意すること。

表3 画質・画素数に応じた最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×1080	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により仕様を満たさない場合があるため注意すること。（例：使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合仕様を満たさないことがあるため、端末画質を「高設定」にすること。）